

Ⅲ 地域の再生

<主要施策の取組状況>

1 地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援

①重点 地域主体の鳥獣被害対策や地域特有の課題に応じた森林整備等の実施の支援（V-3-①、V-3-②）

- 重点取組地区※₁として地域ぐるみの鳥獣被害対策の立ち上げを支援※₂した地区〔平成29年度：6地区、平成30年度：5地区、令和元年度：7地区〕について、支援を継続するとともに、令和2年度は、新たに3地区の立ち上げを支援した。その結果、環境整備や防護柵の設置等による鳥獣被害の軽減や、自主的な取組の増加などが見られ、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む体制が構築された。
- 農業協同組合と連携して、農家が気軽に相談できる身近なアドバイザーの育成や、アドバイザー登録者の活動支援に取り組んだ。その結果、新たに9名がアドバイザーに登録をした。
- 市町村事業推進交付金等を活用し、市町村や団体（市町村協議会）が実施する、シカ等の管理捕獲や防護柵の新設・改修、捕獲わな購入等の鳥獣被害対策へ財政的に支援した〔里山域の被害軽減目的の管理捕獲頭数（市町村等実施）：シカ1,447頭〕。
- ヤマビル被害対策事業により、6市町村※₃が実施するヤマビル被害防除等に係る経費の一部に対して補助金を交付し、ヤマビルによる被害軽減のための防除対策が促進された。
- 農家等が主体的に有害鳥獣の捕獲にかかわることができるよう、農業従事者狩猟免許取得推進事業により、狩猟免許の取得のための費用を助成した〔合格者数：379人〕。狩猟免許取得の推進により、わな猟免許所持者が増加する傾向にある。



地域ぐるみの鳥獣被害対策支援活動勉強会

※1 重点取組地区 市町村や地域住民等が鳥獣被害対策に一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行うために県が選定している地区。

平成29年度～：葉山町（二子山地区）、相模原市（緑区名倉地区）、平塚市（土沢地区）、茅ヶ崎市（萩園地区）、二宮町（一色地区）、大井町（高尾地区）

平成30年度～：横須賀市（東浦賀2丁目地区）、愛川町（田代・平山地区）、藤沢市（葛原地区）、大磯町（生沢・寺坂地区）、湯河原町（鍛冶屋・城堀・宮下地区）

令和元年度～：川崎市（麻生区岡上地区）、相模原市（緑区鳥屋地区）、厚木市（小野・七沢・上古沢・下古沢・森の里地区）、綾瀬市（深谷上地区）、清川村（金翅地区）、

秦野市（平沢小原地区）、小田原市（上曾我・曾我大沢地区）
 令和2年度～：相模原市（緑区、澤井、佐野川地区）
 横須賀市（津久井地区）
 山北町（清水・三保地区）

- 2 地域ぐるみの鳥獣被害対策や農業、林業の専門職員により、地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策を実施する際の技術的アドバイスなどをを行う。の立ち上げ支援
- 3 ヤマビル被害対策事業地 相模原市、清川村、秦野市、伊勢原市、松田町、山北町

② F S 地域が一体となった自然再生活動への協力

- ・ 水源地域の豊かな自然や生物多様性の大切さを実感し、郷土文化と触れ合う体験を重視した自然体験交流教室事業※〔2件〕の広報（PR）支援及び開催経費の一部を支援し、都市地域住民に対して水源地域の理解促進や魅力の発信を図った。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の自然体験交流教室事業※が中止となった。

※ 自然体験交流教室事業 「やまなみ五湖 水源地域交流の里づくり計画（平成28年度～平成32年度）」に位置付けられた水源地域市町村内で、水源地域住民と都市地域住民との交流活動の場である「交流の里」エリアにおいて実施される、体験を重視したイベント。

2 里地里山の保全等の促進

① 里地里山の保全・再生・活用

- ・ 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（以下「条例」という）」※₁に基づき選定された里地里山保全等地域※₂において、里地里山活動協定※₃の認定を受けた活動団体〔14 団体〕が、農林地等の保全・再生や、体験教室の開催等に取り組み、認定協定活動団体支援事業（市町村補助事業）により、取組に要した経費を助成した。



農地の保全（厚木市七沢）

- ※ 1 条例 里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とし、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めたもの。
- 2 里地里山保全等地域 知事が選定する、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により、里地里山の保全等が図られると認められる地域（厚木市荻野、厚木市七沢、秦野市名古木、秦野市菩提、秦野市堀西、秦野市蓑毛、秦野市寺山、松田町寄 計8地域）。
- 3 里地里山活動協定 里地里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体と、当該活動が行われる農林地等の土地所有者等が締結する協定。

3 環境保全に配慮した農業の推進

①環境保全に配慮した農業の推進

- ・ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業者団体※₁等が行う化学合成農薬の使用量削減等の取組に対して、環境保全型農業直接支払事業※₂により、国・市町とともに補助金を交付した。その結果、8市町で化学合成農薬の使用量削減等の取組が実施された。
- ・ 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、新たにエコファーマー〔3名〕※₃を認定し、環境保全型農業※₄への取組が促進された。

- ※1 農業者団体 複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等、地域の事情に応じて構成される任意組織。
単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下の条件に該当して、市町村が特に認める場合に対象になる。
・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
・環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保線型農業の拡大を目指す取組を行う農業者
・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）
- 2 環境保全型農業直接支払事業 環境保全型農業推進基本方針に基づき、更なる環境保全型農業を推進するため、より環境にやさしい営農活動を行っている農業者団体等に支援を行う。
- 3 エコファーマー 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境保全型農業に関する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者・法人。
- 4 環境保全型農業 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

○事業実施位置図（位置情報のある事業のみ掲載）

